

## 子育て応援ニュース

# 子育て中の皆さんへ



▲あかちゃん休憩室はこのマークが目印です！

### ■新しく登録された施設

はち動物病院	神明台 1-33-20-1F
M's KITCHEN (エムズキッチン)	富士見平 2-14-9 (マミーショッピングセンター内)
サロン・ド・リカ	富士見平 2-17-4
イタリアンレストラン クレッシェレ	五ノ神 4-15-11-105



## あかちゃん休憩室の利用を

「あかちゃん休憩室」として協力していただける施設が、新たに4か所増えました。授乳やおむつ替えができるほか、ミルクのお湯の提供などを行っている施設です。出かける際には、気軽に利用してください。詳しくは、市公式サイトをご覧ください。  
**問合せ** 子ども家庭支援センター ☎ 5781-2882

## 一時的な保育が必要なときは

「育児から少し離れてリフレッシュしたい！」「急な用事ができたから子どもを預かってほしい…」など、誰かの助けが必要なときはありませんか。そんなときは、ぜひ次の保育サービスを利用してください。さまざまなサービスで、子育て中のあなたをサポートします。  
 ※サービスの利用には利用料がかかります。詳しくは、市公式サイトをご覧ください。か、各担当へ問い合わせてください。



### ★一時預かり事業

保護者の育児疲れの解消、短時間労働・急病・冠婚葬祭などの理由により、緊急または一時的に保育が必要となる就学前児童を預かる制度です。保育園など市内6つの施設で行っています。

**問合せ** 保育課保育係 ☎ 234

### ★ファミリー・サポート・センター

生後6か月以上10歳未満の児童を対象に、育児の手助けをしたい方（協力会員）と育児の手助けが必要な方（利用会員）が会員登録をして、会員同士で助け合う制度です。

利用会員の依頼により、協力会員が児童の

保育園・学童クラブの迎えや保護者が帰宅するまでの預かりなどをします。

**問合せ** 社会福祉協議会 ☎ 55410304

### ★乳幼児ショートステイ

保護者が、病気・事故・冠婚葬祭・病气看護・出張・育児疲れなどの理由で一時的に保育ができない場合に、7日以内で就学前児童を保育する制度です。宿泊も可能です。

**問合せ** 子ども家庭支援センター ☎ 5781-2882

### ★ひとり親家庭ホームヘルプサービス

義務教育終了前までの児童がいるひとり親家庭の方を対象に、一定期間食事の世話・掃除・育児など日常生活に関わる必要な支援を行う制度です。

**問合せ** 子育て支援課支援係 ☎ 239

### ★育児支援サービス

シルバー人材センターの会員が、児童の保育施設までの送迎、産後の家事支援などをするほか、小学生までの児童を自宅などで保育する制度です。

**問合せ** シルバー人材センター ☎ 55415131

# 平成 26・27 年度の後期高齢者医療 保険料率が改定されました

問合せ 市民課高齢医療・年金係<sup>①</sup> 137

後期高齢者医療保険料の算定基礎となる保

険料率は、2年間の財政運営期間の医療給付  
費などに応じて、東京都後期高齢者医療広域  
連合が2年ごとに定めることとなっています。

平成26年1月の広域連合議会で、平成26・  
27年度（平成26年4月1日〜平成28年3月31  
日）の保険料率などが決定されました。

医療費の増加などに伴い大幅な上昇が見込  
まれ、保険料の増加抑制対策を講じましたが、  
一定の負担をお願いすることとなりました。  
保険制度の安定的な運営のため、ご理解をお

願いたします。

※平成26年度後期高齢者医療保険料の決定通  
知書は、7月中旬に発送します。

## ◆ 保険料の軽減

所得に応じた保険料が軽減される場合があ  
ります。軽減には確定申告などの所得の申告  
が必要です。

## 均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者  
全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」  
をもとに均等割額を軽減しています。

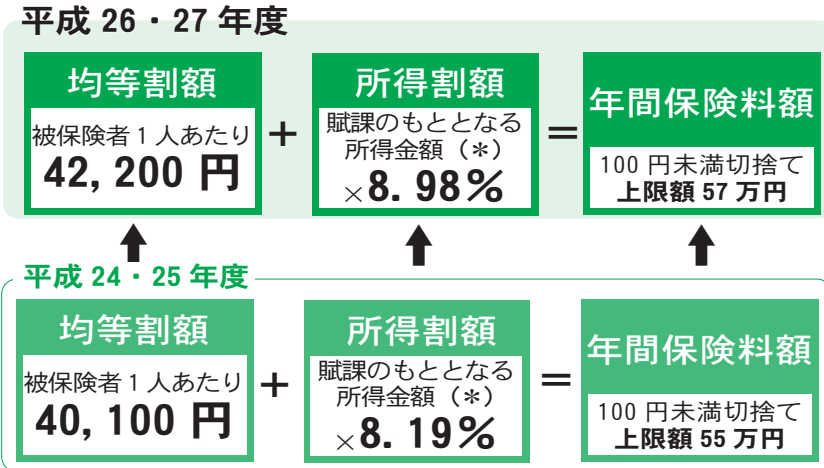
## 所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金  
額」をもとに所得割額を軽減しています。

## ■ 所得割額の軽減

	賦課のもととなる 所得金額	軽減割合
①	15万円以下	100%
②	20万円以下	75%
③	58万円以下	50%

※①・②は、東京都後期高齢者医療広  
域連合独自の軽減措置です。



(\*) 賦課のもととなる所得金額…前年の総所得金額、山林所得金額、株式・  
長期（短期）譲渡所得金額などの合計から、基礎控除額 33 万円を控除した  
額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

## ■ 均等割額の軽減

総所得金額などの合計額が下記に該当する世帯	軽減割合	軽減後の金額
33 万円以下で被保険者全員が 年金収入 80 万円以下（その他の所得がない）	9 割	4,220 円
33 万円以下で 9 割軽減の基準に該当しない	8.5 割	6,330 円
33 万円 + (24.5 万円 × 被保険者の数) 以下	5 割	21,100 円
33 万円 + (45 万円 × 被保険者の数) 以下	2 割	33,760 円

※ 65 歳以上（1 月 1 日時点）の方の公的年金所得は、その所得からさらに  
高齢者特別控除 15 万円を差し引いた額で判定します。



会社の保険など（国保および国保組合は除  
く）の被扶養者だった方の保険料軽減  
後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の  
健康保険など（国民健康保険および国保組合  
は除く）の被扶養者だった方は、所得割額が  
無料となり、均等割額が 9 割軽減となります。